

Ⅱ 少子高齢化と公的年金改革のあり方

一 圓 光 彌

はじめに

私たちの社会は、さまざまな仕組みを通して、社会の構成員がその時代の豊かさを公平に享受し、また時代の災禍を公平に負担してきた。その仕組みは多様であるし、時代によって変化してきた。したがって公平性の意味も時代によって決して一様ではないが、コーホートや個人がバラバラで存在しているの以上、時代時代の豊かさはその時の異なる世代間で、ある程度公平に享受されてきたと考えられる。

そのような社会の発展の中で、コーホートごとの生涯を通しての稼ぎと消費の公平性が問題として意識されるようになるのは、それほど古いことではない。それには、人々の退職後の生活が長くなるとともに親と子の世帯が分離するようになったこと、人々が老後の生活維持のために若い時から公的・私的に準備をするようになったこと、特に老後の生活を支える公的年金が整備されるようになって人々が高齢期に子供から独立して生活を維持できるようになったこと、などが大きく関係していると考えられる。そして、老後の生活を支える上で公的年金の果たす役割が高まるにしたがって、世代間の協力を果たす公的年金が大きくなりすぎることは、世代ごとの自立を阻害し、経済成長にも悪影響を及ぼすのではないかという懸念が語られるようになった。最近の西欧諸国の年金改革は、このような懸念を背景に、人口の一層の高齢化を前に、公的年金の給付を引き下げることがを主な目的とするものであった。

小論では、世代間の自立・協力・公正との関係で、現在の公的年金はどのような役割を果たしているかを、高齢期の他の生活維持手段と比較しつつ検討するとともに、進行中の西欧諸国の年金改革について検討し、超高齢社会に向けて日本が取り組むべき年金改革の課題について論じる。

最初の節では、稼働所得、資産所得、私的扶養、社会保障という高齢期を支える主要収入源について、主要先進諸国でその構成がどのように違うか、構成の違いにもかかわらずそれらが補完し合っどどの国でも高齢者の相応の生活水準が維持されていることを示すとともに、主要収入源の構成の変化が人口の高齢化とどのように関係してきたか、また特に公的年金制度の成熟過程の違いとどのように関係しているかを示し、日本の年金制度の特徴を明らかにするとともに、高齢化の一層の進行との関係で公的年金改革の在り方を検討する。

次の節では、世界の年金改革に指導的な役割を果たしてきた世界銀行のHolzmannが提起するヨーロッパの年金改革についての論点を吟味することによって、ヨーロッパ主要国の年金改革の意義と残された課題について検討する。そしてそれぞれの論点を日本の年金改革に当てはめて検討する。公的年金の合理化を進めて高齢化に伴う現役世代への負担が大きくなりすぎないようにしなければならないことは間違いないが、ヨーロッパの国々が現在のイギリスや日本の年金水準にまで規模を抑制する必要があるとは考えられないこと、むしろ将来の年金水準を大幅に抑制した日本の2004年改革の方が、持続不能ではないかと考えられる点を指摘する。他方、社会経済的な環境の変化にこれまでの年金制度が対応できていないという論点はそのままだ日本の年金制度にも当てはまる。この点では、年金の個人単位化と、持ち運びできる給付設計導入の必要性を指摘する。

最後の節では、日本における年金改革の方向として、まず高齢期の高い就業率を妨げない工夫が必要である点を指摘する。日本の年金制度は、他の国の制度と比べて、65歳までの就労を促進するインセンティブが強いと評価できる。こうした特徴を維持しつつ、この年代の雇用環境を一層整備し、退職後の平均

余命が伸びないようにする努力が必要である。次に、概念上の拠出建て年金について検討する。スウェーデンで導入されたこの制度は、肥大化した年金を抑制する薬として導入された面があるが、ヨーロッパの年金問題の有効な解決策としても注目されている。日本では、年金の個人単位化の手段として、また持ち運び可能な年金制度を確立する手段として、検討に値する。これを実現するためには、日本ではそのための環境整備が必要であることについても付言する。

1. 高齢期の生活を支える収入源とその役割

1 - 1. 高齢期の生活維持手段 — OECDの報告書の調査結果を中心に —

OECDは、1990年代中頃までのデータを用いて、日本を含む先進9カ国の高齢者の生活実態とその収入源について比較調査を行い、世代間の協力や自立の実態を検討する上で注目すべき分析結果を導き出している（OECD 2001）。

表II - 1は、65-74歳の平均可処分所得を51-64歳の平均可処分所得と対比させたものである。個人の所得が65歳未満から65歳以上にかけてどう変化したかを調べたものではないが、65歳前後の人々の可処分所得の変化を調べたこのデータは、65歳超の人々の所得代替率の疑似指標と考えることができる。

表より、1990年代中頃の9カ国の高齢者の疑似所得代替率が80%前後に収まっていることがわかる。報告書の著者達は、高齢世代が住宅の資産を持つことが多いことや就労に伴う必要経費を負担しなくてよいこと考慮すれば、実質的な生活水準が退職で低下しているとは思えないと結論づけている。一番高いカナダの86.9%と一番低いイギリスの74.1%の差は12パーセントポイントにすぎない。日本は9カ国のほぼ平均となっている。

このような可処分所得で見た高齢者の生活水準の若い世代の生活水準とのバランスは、さまざまな収入源が合成して達成されたものであり、その収入源の構成は、国によって決して一様ではない。すなわち公的年金水準などは国によってかなり異なるが、退職後の可処分所得はどの国も若い世代と遜色のない高

表Ⅱ－１ 65－74歳の51－64歳に対する可処分所得の比率
(1990年代中頃)

| 国 | 単位% |
|--------|------|
| カナダ | 86.9 |
| フィンランド | 75.5 |
| ドイツ | 84.4 |
| イタリア | 78.7 |
| 日本 | 79.6 |
| オランダ | 80.7 |
| スウェーデン | 76.1 |
| イギリス | 74.1 |
| アメリカ | 79.9 |
| 以上平均 | 79.5 |

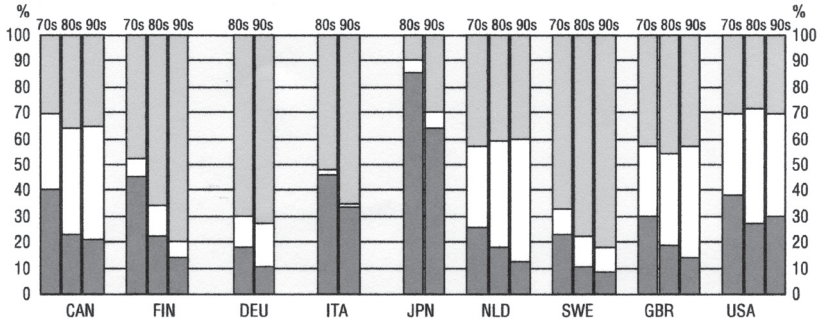
(資料) OECD 2001 p.22

い水準を維持していることになる。図Ⅱ－１は、65歳以上の可処分所得の構成が、国によりどう違うかを示したものである。スウェーデン、フィンランド、ドイツ、イタリアで純社会移転（公的年金を含む）の割合が高い。いずれも公的年金が充実している国である。反対に、オランダ、アメリカ、カナダ、イギリスでは資産所得（私的年金を含む）の割合が高い。純社会移転の多い国は資産所得が少なく、反対に資産所得が多い国は純社会移転が少なくなっている。日本はそのいずれもが少なく、稼働所得が多い点に特徴がある。

社会移転の大きな違いにもかかわらず、全体として可処分所得がいずれの国でも高い水準を維持している理由について、報告書は、主に、公的年金の設計と私的年金の適用の在り方により説明できると述べている。いずれの国も所得の低い層に対しては公的年金が備えられているが、より高い所得まで公的年金で保障しない場合は、強制的な私的年金や稼働所得がそれを補い、結果としてどの国も高い可処分所得が維持されていると分析している（OECD 2001 p.27-8）。

報告書は、所得水準を推計するに当たって、世帯の所得を個人の所得に置き

図Ⅱ－１ 65歳以上の可処分所得の財源構成
(1970年代中頃、80年代中頃、90年代中頃)



(注) 下から、稼働所得、資産所得、純社会移転の順

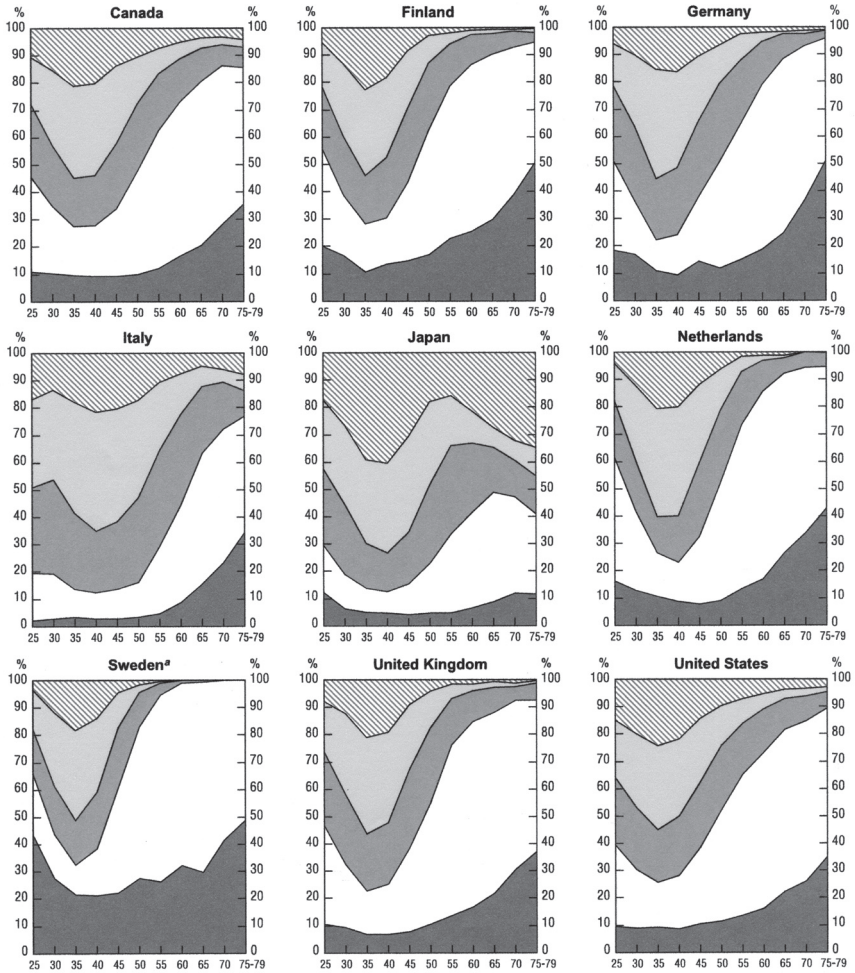
CAN=カナダ FIN=フィンランド DEU=ドイツ ITA=イタリア JPN=日本

NLD=オランダ SWE=スウェーデン GBR=イギリス USA=アメリカ

(資料) OECD 2001 p.28

換える方法を採用している。したがって、若い世代と同居しているような場合は、その稼働所得が入り込むことがあるし、規模の経済が働いて可処分所得をその分引き上げる結果になる。図Ⅱ－２は、90年代中頃における各国の異なる年齢層（25歳－75歳）の世帯規模別構成を示したものである。この図では、国によって世帯の類型が大きく異なることがわかる。例えばスウェーデンでは、全年齢を通して単身が多く、50歳代ぐらいから単身または2人の世帯が圧倒的となる。その他の国も、スウェーデンほどではないが、年齢とともに単身世帯と2人世帯が多くなることに変わりはない。この点でイタリアは、加齢とともに5人以上世帯の若干の増加が観察できる。その傾向がさらに強いのが日本で、日本は全年齢を通して5人以上が少なくないが、60歳ぐらいになっても単身、2人世帯がそれほど増えない。むしろ60歳代後半から減少すらししており、他の国が高齢期には単身か2人世帯となるのと対照的である。言い換えると、日本では、他の国と比べてより多くの高齢者が同居という形で次世代と所得を分かち合っていることがわかる。

図Ⅱ-2 年齢別異なる世帯規模の構成
(1990年代中頃)



(注) 世帯規模は、一番下より、1人、2人、3人、4人、5人以上
(資料) OECD 2001 p.33

報告書は、他の国が日本と同じような世帯規模別構成であったならば、65歳以上79歳未満の平均所得がどう変化するかを計算して、同居が可処分所得に与える影響を調べている。例えばもしイギリスで、65-79歳の人々が日本並みの世帯規模別構成を維持していたとしたら、彼らの所得水準（社会保障給付や税保険料負担を考慮した後の所得水準）は20%引き上げられたことになる。この日本並み同居が所得を引き上げる効果は、同居の違いだけでなく社会保障給付や税保険料の違いを反映して国により多様であるが、その他の国では、カナダ13%、フィンランド18%、ドイツ9%、スウェーデン3%、アメリカ7%で、オランダはマイナス4%であった（OECD 2001 p.34）。このように、同居や子供による支援も高齢期の生活を支える手段となっており、これら収入源が合わさって若者と比べて遜色のない高齢者の生活が維持されているとみることができる。

日本の高齢者の収入源の特徴は、稼働所得と同居の役割が大きく反対に社会保障と資産所得が少ない点である。この調査は、1990年代の中頃のデータでまとめられており、その後、日本の社会保障の役割も幾分大きくなっていると考えられるが、諸外国と比べて社会保障や資産所得の役割が小さいという日本の特徴は、根本的には変わっていないと考えられる。

1 - 2. 高齢期の生活維持手段の役割と変化

高齢期の所得維持に果たす同居の役割は、日本などを例外にして多くの先進諸国では小さくなっているが、かつては同居や次世代による私的扶養がより重要な役割を果たしていたと考えられる。したがってここでは、高齢期の生活を支える収入源としてより一般的に、①稼働所得、②資産所得（貯蓄、企業年金、個人年金など）、③社会保障（児童手当、公的年金、生活保護等）、④私的扶養（同居も含む親族による援助）の4つを取り上げ、それぞれの役割がどう変化してきたかを見ておこう。なお、社会保障を通しての世代間の協力や自立を考える場合、単に所得の移転だけを考慮するのは十分ではない。親による子に対

する義務としてまた老親に対する子の義務として家庭内で提供されていたサービスの多くが、今では教育などの公共サービスや社会保障の医療や介護のサービスとして提供されるようになっており、公的年金など所得保障制度の果たす役割を検討する場合も、厳密にはこれらサービスの役割とあわせて検討する必要がある。しかし、ここでは単純化のために、所得を中心に論じている。

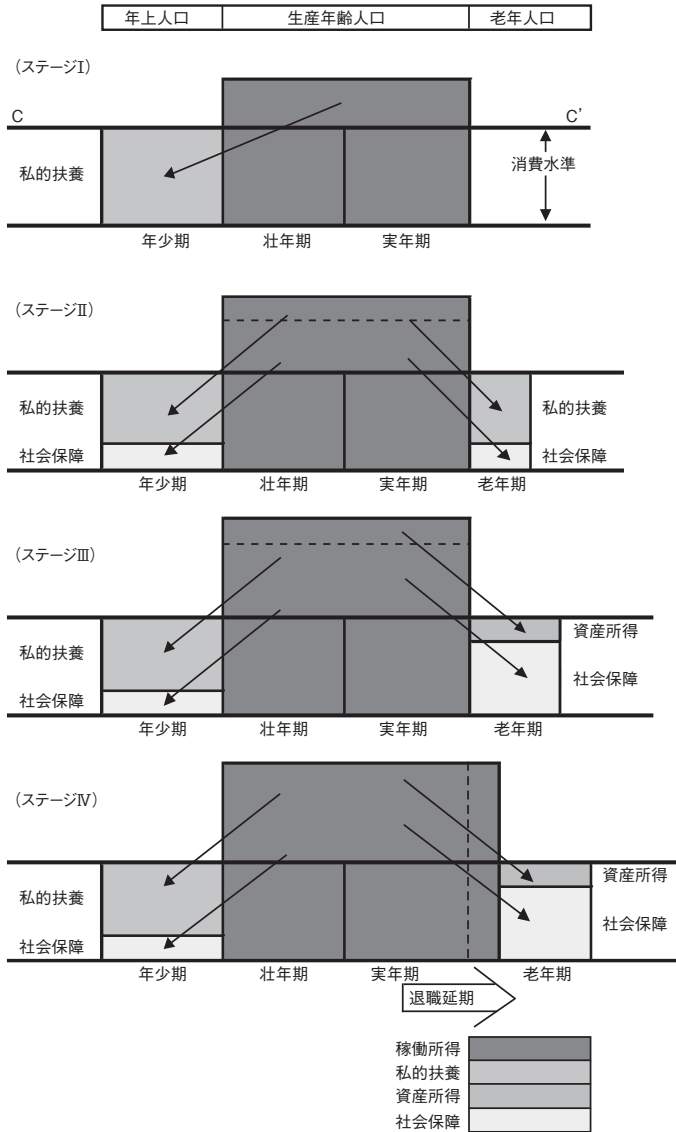
図Ⅱ－3では、4つの収入源の役割の変化を5つのステージに分けて検討している。ステージⅠの図で表示しているCC'の線は消費水準を示し、それを上回る部分は生産年齢人口が非生産年齢人口に配分する余剰分である。どのステージでも、生産年齢人口（ここでは壮年期と実年期に便宜上分けている）がすべての財サービスを生産し稼働所得を得る。年少人口と老年人口（非生産年齢人口）は働かず、生産年齢人口の生産の余剰で彼らと等しい生活水準を得るものと仮定している。その際、年少期の人口と老年期の人口は、生産年齢人口が生産した財サービスの分け前を、上に述べた4つの収入源のうち稼働所得を除く3つの収入源をもって譲り受けることになる。

ステージⅠでは、ほとんどの人は子育てや生産活動が終了するころに人生も終えている。こうした状態では、生産世代が次世代の子供をもっぱら私的に扶養し、児童手当や公的年金などの社会保障制度は未発達である。

ステージⅡでは、長生きする人も出てきて、子供には児童手当が、高齢者には公的年金制度が支払われるようになるが、高齢者の生活維持の大半は自分の子供達からの支援によっている。子供の扶養に加えて老親を扶養するだけの生産性を、生産世代は達成するようになっていく。

ステージⅢでは、社会がさらに成熟化し、人々は老後に向けて資産を準備するようになり、老年期の世代は、公的年金など社会保障と私的年金など資産所得で生活が維持できるようになっている。彼らが自分の資産で財サービスを買うようになったとしても、生産世代が生み出した財サービスの中から相応の分け前を買い取って譲り受けていることに変わりはない。現在の多くの西欧諸国はこの状態に近い。

図II-3 異なる生活維持手段と世代間移転



ステージⅣでは、高齢化により生産年齢人口が相対的に少なくなり、高齢者に対する社会保障費などがかさむようになり、これを調整するために年金受給年齢の引き上げが実施される状態を表している。年金制度が発達した西欧社会が目指しているのは、このような社会のあり方であり、高齢者の就業率が高い現在の日本の社会もこれに近いといえる。

このように社会が変化する中で、稼働所得、資産所得、社会保障、私的扶養という4つの所得維持の仕組みは、世代間の自立・協力との関係で、どのような役割を果たすのであろうか。

自立とは、一義的には各個人が自分の稼ぎで自分の生活を支えることである。しかし、人は生涯を通して働き続けるわけにはいかないから、働ける時に働けない時期の備えをしないと自立にならない。観念的には、年少期に借金をして教育投資をし、生産年齢で年少期の借金を返済するという自立の在り方を想定することができる。しかし、実際には、生まれた子供に借金ができるわけがないので、子供の時期の生活維持は親の責任とされ、親が自分の子供を扶養する。

ステージⅠは、そのような状態を示している。この場合、親の自立とは、次世代の子供を養育することも含めたものと考えなければならない。言い換えると次世代に対して協力することが自立の前提となっている。特定の親と子の間では、扶養被扶養の関係は一方的であり、世代間の協力関係は不公平に見えるが、こうした社会が継続する限り、親による子の扶養は次々と引き継がれるので、世代間で公正な自立・協力関係が維持されていると考えられる。

ステージⅡに移って、人々の寿命が延びて引退後の生活を稼働所得以外で維持しなければならなくなると、生産年齢の世代は、次の世代だけでなく前の世代をも扶養する必要に迫られる。この場合は、子供の時に扶養してもらった世代が、自分の親をその老年期に扶養できるので、世代間の協力はコーホート相互で相殺する形になる。子供のいない高齢者などには社会保障が必要になるので、生産世代が税や社会保険料を負担して社会保障の費用を賄う必要性も高ま

るが、その役割は、世代間協力と言うより世代内協力を果たすことが中心かもしれない。

世代間の協力がコーホート間で相殺されるとはいえ、親が子供の時に与えた私的扶養の価値と、その子が老親に与える私的扶養の価値とが等しくなるとは限らないので、両世代の協力が過不足なく相殺できるとわけではないが、このステージの世代間の協力関係が不公正であるとは言えない。ステージIIのような状態が継続するならば、個別世代間の協力の過不足は次々と次の世代に受け継がれ、世代間で公正な自立・協力関係も受け継がれることになる。

問題はステージIからステージIIへと時代が変化する過程で起こりうる。はじめて高齢期を経験する世代は、高齢期に子供達に扶養してもらわなければならない、社会にこれまでにない負担を強いることになる。その限りで、一方的に協力を得なければならない世代となる。一般的には、長期にわたる経済発展が彼らの追加的な寿命のコストを賄ってきたといえるが、高齢化の速度によっては、この負担は大きくなりうる。

その子供の世代は、親の世代を扶養する必要が生まれて負担が増えたことにはなるが、自分たちも将来次世代によって扶養してもらえらる限り、生涯の消費と生涯の生産に過不足はない。ただし、高齢化が急速な場合には、生涯消費の急激な増加を限られたコーホートで吸収することになるので、それぞれのコーホートは実際には生涯生産を上回る生涯消費を得るのではあるが、各コーホートとも高齢期のための増加する負担を重く感じることであろう。これは、高齢化が急激である日本に当てはまる。

ステージIIIでは、人々は生産年齢のうちに退職後のために税保険料を払って公的年金（社会保障）の権利を得るとともに私的な備えも行なって、退職後は子供達に頼ることなく公的年金と私的年金（資産所得）で生活できるようになる。この場合も、他のステージと同様こうした状態が続く限り、自分たちの生産年齢期の負担に見合うものを老年期で取り返すので、世代間で一方的な協力関係はなく、世代間関係は公正であるといえる。しかし、ステージIIからステ

ージⅢへの転換期の世代は、親の世代を私的に扶養した上で、自分の老年期に向けてはじめて自ら資産を準備するという2重の負担を負うことになる。こうした世代は前の世代より重い負担をしなければならないという意味で、特別の負担を担うことになる。したがって、子による私的扶養から退職に向けた資産形成への転換は、実際には経済成長期に達成される。多くの西欧諸国は、そもそも高齢化過程が緩やかであったこと、第二次世界大戦後に経済発展が続いたことなどから、すでにこうした段階に移行しているといえる。

ステージⅢの状態が高齢化が一層進行したのがステージⅣである。社会保障の費用は増加し、後代の負担は大きくなる。あるいは、後代が負担可能な水準にまで社会保障の水準を抑制する必要がある。この場合も、ステージⅣのような状態が継続する限り、どのコーホートも生涯生産に見合う生涯消費が行えるので、一方的な協力関係は生じない。しかし、高齢化とともに社会の負担が大きくなるわけであるから、やはり転換期の世代は負担が次々と増大していくことになる。その上、経済は成熟して、かつてほどの成長が期待できなくなっている。そこで、社会保障の負担と給付を削減する方法として、退職年齢の引き上げが注目されるようになった。これは、高齢化の転換期の負担を、退職していくコーホートに少しずつ負担させる方法であると見ることが出来る。年金の受給開始年齢を引き上げたり、年金の給付水準を引き下げる政策も同様の効果を持つものと考えられる。ステージⅣの図では、高齢化に伴って退職年齢を引き上げて調整し、高齢化の負担を拡大しないようにしている様子を示している。

日本は、60歳代の就業率も高く、西欧諸国と比べればすでにこのステージに到達しているかに見えるが、実際は、ステージⅢの前の要素が強い。すなわち公的年金も私的年金もまだ高齢期を支えるのに十分でないために、私的扶養とともに稼働所得にも依存している状況がある。政策的には、年金受給開始年齢を60歳から65歳に引き上げ、引退年齢を引き上げる方向での改革が進められており、日本の場合はステージⅡからステージⅣへと転換を急いでいると見ることが出来る。

1 - 3. 日本における人口高齢化と公的年金の成熟化

日本は、西欧諸国と比べて高齢化の速度は急激であったし経済発展も戦後の四半世紀ぐらいに集中し、短期間で成熟社会に突入した。上の例で言えば、第1のステージから短期間に第IIステージを経て第IIIのステージにさしかかり、同時に第IVのステージを迎えようとしている。公的年金をめぐる世代間で損得論争が起こり、若い世代が公的年金に不信感を抱くようになってきているのも、こうした日本の特殊な事情を反映している。

表II-2は、2004年の年金改革の際、どの世代も公的年金で損することはないことを示すために、厚生労働省が試算した公的年金の負担と給付に関する推計である。この推計が厳密に正しいかどうかは別にして、1935年生まれの被保険者は、負担よりも遙かに多くを受給でき、逆にその一世代後の1965年生まれぐらいから後の世代は、それに比べて負担の倍ほどの給付しか受けられないことになっている。言い換えれば現在40歳ぐらいの年齢の世代以降は、雇い主負担などもその世代の負担と考えれば、負担に見合う給付しか受けられなくなるということを意味している。どの世代も損はないとはいえ、世代間の不公正は歴然としている。

表II-2 世代ごとの給付と負担

| | 1935年生 | 1945年生 | 1955年生 | 1965年生 | 1975年生 | 1985年生 | 1995年生 | 2005年生 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保険料 (万円) | 670 | 1,100 | 1,600 | 2,200 | 2,800 | 3,300 | 3,700 | 4,100 |
| 年金給付(万円) | 5,500 | 5,100 | 5,100 | 5,900 | 6,700 | 7,600 | 8,500 | 9,500 |
| 比率 (倍) | 8.3 | 4.6 | 3.2 | 2.7 | 2.4 | 2.3 | 2.3 | 2.3 |

(注) モデル年金での試算。1955年生までは60歳代前半の部分年金も加味。
 (資料) 厚生労働省 2004 p.33.

1935年より前に生まれたコーホートは、自分の老親を私的に扶養しつつ、中年以降は自分の老後に対する対策も始めなければならない世代であった。戦前より一部の国民に公的年金はスタートしていたが、彼らの親の世代で実際に年金が受け取れる人は少なかった（したがって彼らの保険料も低率ですんだ）の

で、生産世代にあった彼らは、親の世代を私的に扶養しなければならず、自分たちの老後に対して私的に備えをする余裕はあまりなかった。世代が後になるにつれて、公的年金も次第に充実し、高齢世代が独立した世帯を維持する傾向が高まり、それにつれて公的年金の保険料も上昇しはじめる。また老後のための若干の資産も形成されるようになる。こうした経過が、公的年金に対する負担と給付との関係を示した表Ⅱ－２に表れている。1935年生のコーホートは、生まれたのがステージⅠの時代で、今ステージⅢの時代を生きていることになるが、公的年金に関しては、わずかな保険料でその8倍にも上る年金を受け、後のコーホートと比べて非常に有利な扱いを得ていることになる。しかしすで見たとように、この間に人口の高齢化と私的扶養から社会的扶養への転換が起こっているため、世代間の扶養構造全体の中で見れば、公的年金をめぐる負担と給付の変化は、公正な世代間関係を反映したものであるということが出来る。

一方ヨーロッパでは、年金制度の発足が日本より早く、そのこともあって、ヨーロッパの年金制度は第二次世界大戦後の早い段階で成熟化されることになった。すなわち、積立方式は放棄され、多くの高齢者が公的年金で生活できるように年金の給付水準が引き上げられ、従ってそれに必要な相応の保険料が徴収されるようになった。三世代同居も急速に低下し、高齢者は主として社会保障で自立して生活できるようになった。言い換えれば戦後の早い段階で、ヨーロッパ先進諸国はステージⅢの段階に移行していた。したがってヨーロッパの国々では、公的年金のために生産年齢の人々が負担する保険料や税金は当時から高く、日本のように年金をめぐる世代間不公平の問題は起こっていない。特定の世代が、他の世代より得をしたのではないかという議論がないわけではないが、日本ほど極端な形で現れていない¹⁾。

1) イギリスは、日本ほどではないが比較的短い期間で高齢化を経験しており、また戦後の一時期に福祉国家の整備が集中しているため、特定のコーホート（1901-21年生まれのコホート）が若干有利となっている。John Hillsは福祉国家政策による世代間再分配の効果を詳しく実証分析して、世代間の不公平が言われるほど大きくないことを示している（Hills 1995）。なお一圓によるHills達の編著の書評も参照されたい（一圓 1997）。

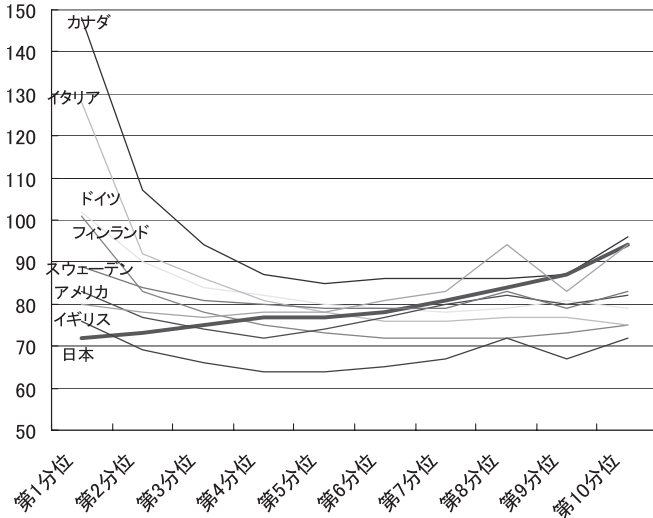
このように、ヨーロッパの先進諸国では、高齢化が進行する中で、高齢者扶養に果たす私的な扶養の役割はあまり大きくならないまま、社会保障による公的な扶養メカニズムが重要な役割を果たすようになった。またこうした過程で、積立方式で始まった公的年金も、早い段階で積立金を取り崩し賦課方式にと移行した。一方日本では、年金制度の発足がヨーロッパ諸国より遅れただけでなく、高齢化の進行がヨーロッパよりかなり遅れ、家族主義的な伝統も根強く、公的年金の成熟化に時間をかけ、そのため多額の積立金を残す「修正積立方式」という特異な財政方式が維持されることになった。コーホートの間で公的年金の負担と給付をめぐって大きな不公平があるのは、こうした日本の公的年金制度の歴史的な特異性に一つの原因がある。

1 - 4. 高齢期の異なる収入源の役割

上で見たように、高齢化のどのステージをとっても、高齢期の生活水準が若い世代と遜色のないものである以上、その収入源の構成がどう変わっても、世代間の自立・協力関係にあまり不公正はないということができるが、それぞれの収入源の役割には違いがある。

図Ⅱ-4は、65歳以上の10分位可処分所得の平均を18歳から64歳までの対応する10分位可処分所得の平均で割って、それぞれの所得層が65歳以降も同じ所得階層へ移行したとして、65歳以降の所得水準別の可処分所得代替率の変化を示したものである。カナダ、イタリア、ドイツ、フィンランドなど多くの国の曲線は、第1分位から第5分位あたりにかけて右下がりになっていて、高齢期に入って所得格差は縮小していることがわかる。一方、オランダ、スウェーデン、イギリス、アメリカの曲線はより水平で、高齢期にはいってもそれほど所得格差が縮小されていない。これに対して、日本は、高齢期の所得格差の方がそれ以前より大きくなっている。この理由を確定するには詳しい分析が必要であるが、日本の場合、高齢期の収入源で稼働所得が多いこと、公的年金の比率が小さいことが影響していると考えられる。

図Ⅱ－４ 65歳以上の10分位可処分所得の18-64歳10分位可処分所得に対する割合
(1990年代中頃)

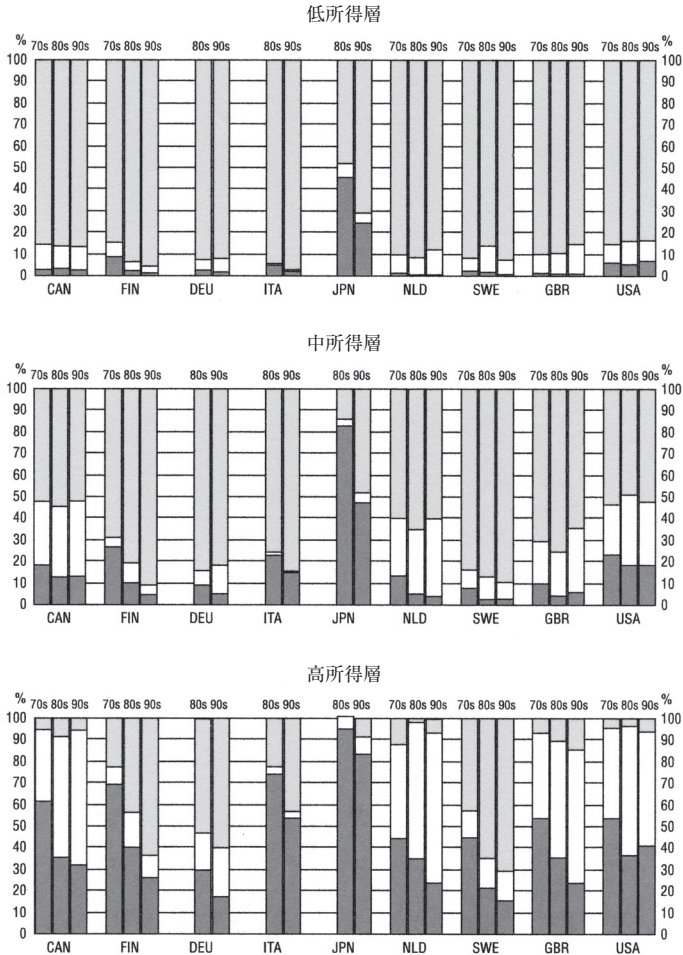


(資料) OECD 2001 p.24

図Ⅱ－５は、図Ⅱ－１と同様、各国の65歳以上人口の収入源の構成とその変化を示したものであるが、ここではそれを3つの所得階層、すなわち低所得層（第1～3分位）、中所得層（第4～7分位）、高所得層（第8～10分位）に分けて示している。

これによると、低所得層の収入源は圧倒的に社会保障給付であって、この階層で稼働所得が多いのは日本だけである。その日本も、80年代から90年代にかけて稼働所得はかなり低下している。中所得層になると、多くの国で資産所得が重要性を増すようになり、高所得層になると、カナダ、オランダ、イギリス、アメリカといった国ではかなり大きな割合を占めるようになっていく。低所得層で果たす社会保障の役割、高所得層で果たす資産所得の役割を考えると、収入源のなかでも社会保障は、稼働所得や資産所得に比べて、世代内の所得の平等に寄与していることがわかる。

図 II - 5 所得階層別65歳以上の可処分所得の財源構成
(1970年代中頃、80年代中頃、90年代中頃)



(注) 下から、稼働所得、資産所得、純社会移転の順

CAN=カナダ FIN=フィンランド DEU=ドイツ ITA=イタリア JPN=日本

NLD=オランダ SWE=スウェーデン GBR=イギリス USA=アメリカ

(資料) OECD 2001 p.29

以上から、高齢期の異なる収入源の世代間および世代内の自立や協力を果たす役割を整理したものが表Ⅱ－３である。

①稼働所得

稼働所得はそれ自体が自立手段であるので、常に自立の役割を持つ。ヨーロッパでは、若者の学習期間が延びて稼働所得を得る年齢が遅れる一方、高齢期では早期に退職する人々が増え、生産年齢の期間が短縮する傾向があったが、これは高齢化、経済の成熟化とともに維持するのが難しくなるに違いない。退職年齢の引き上げが求められる所以である。

稼働所得は、そもそも所得の格差を伴うものであり、特に高齢期においては稼働所得があるかないかが大きな格差の原因となる。したがって、年金受給開始年齢を引き上げる施策は、働けない人々に対する補助的な社会保障を設けたり、公的年金の給付設計で低年金を補うような措置が必要になる。

②資産所得

資産所得も、稼働所得による成果であるので、自立にかなった生活維持手段であるし、その意味で世代内の格差を高齢期に引きずることになる。特定のコーホートが高齢期に向けて資産を増やすことは、その分彼らのために後代が直接負担する私的扶養や社会保障を減らす効果が期待でき、高齢化の後代への負担を高齢化するコーホート自らが引き受ける要素を持つので、退職年齢を引き上げるのに似た効果があるであろう。西欧社会で、公的年金給付を引き下げて私的年金を育成しようとする改革が進められているが、それはこうしたねらいを持つものと考えられる。また、資産所得といってもヨーロッパで見られる一部の企業年金や個人年金は、加入が強制で税制上の特別措置が設けられており、公的年金に近い特徴を備えている。

③私的扶養

私的扶養は、世代間の協力の仕組みである。特定の世代間で、協力関係が一方的であるからといって、それは決して不公平ではないし、自立を妨げるものでもない。また、私的扶養は異なる世代間で所得を平準化する機能を持つもの

で、生涯を通じた所得格差を是正する役割も果たすであろう。

④社会保障

社会保障は、世代間の協力の仕組みであると同時に、世代内の協力の仕組みである。社会保障の中でも高齢期の生活維持にとって重要な公的年金は、とりわけ世代間の協力の仕組みである。しかし、社会保険の公的年金は、賦課方式とはいえ所得比例の要素を組み込むことができ、その場合には自立の要素も加味することができる。最近ヨーロッパで導入され注目されるようになった概念上の拠出建て年金も、私的年金のように明確な拠出と給付の関係を維持して、自立の要素を強化しようとするものである。

表Ⅱ－3 高齢期の異なる収入源の持つ役割

| 所得源 | 自立の役割 | 協力の役割 | | 備考 |
|------|-------|-------|-----|--------------------|
| | | 世代内 | 世代間 | |
| 稼働所得 | ○ | × | × | 高齢化で重要性が増している |
| 資産所得 | ○ | × | × | 就労の強化と並んで重要性が増している |
| 私的扶養 | △ | × | ○ | 家族の変化で役割は低下する傾向にある |
| 社会保障 | △ | ○ | ○ | 世代間・世代内で協力での機能を果たす |

1 - 5. まとめ

高齢者はさまざまな収入源により同じ時期の若い世代と同じような生活水準を維持してきた。世代間の公平性を、コーホートごとで生涯の生産と消費が等しくなるような自立の在り方と定義すれば、こうした意味での公平性は守られてきたとはいえない。しかし、世代間の公平性を、それぞれの時期で各世代がその時の生産を均等に分かち合うことと定義すれば、こうした意味での世代間の公平性は守られている。いいかえれば、コーホートごとで生涯生産と生涯消費は必ずしも等しくならないので、コーホートの間で損得が発生していることになるが、これは不公正というよりも世代間で適正な協力関係が維持されていることの結果であると理解できる。

一方、高齢期の生活維持のための手段は、時代によって変化してきた。大きな流れは、私的扶養から社会保障への動きと捉えることができるが、最近では、経済の成熟化と一層の高齢化を前に、その負担を退職間近の世代にもなだらかに負担してもらうため、公的年金の負担を徐々に軽減する対策が取られるようになってきた。年金受給年齢を遅らせたり、私的年金の役割を強化したりといった最近の年金改革の動きは、いずれも公的年金の負担の増加をなだらかにすることにねらいがあると考えられる。

こうした最近の年金改革の動きは、高齢期の収入源が公的年金に偏っていたのを、稼働所得や資産所得に分散させるものであるが、そのいずれもが自立手段であるので世代内の格差是正には寄与しない。したがって、公的年金が抑制されそのかわりに稼働所得や資産所得が強化されるようになると、高齢期の世代内の公平性を維持するために全世代が負担する公的扶助のような社会保障の強化が必要となるに違いない。この場合、社会保障をあまり節約したことにはならないかもしれない。したがって、今後半世紀ほどの高齢社会における公的年金の在り方については、次のようなシナリオが考えられる。

第1は、退職年齢が引き上げられ、私的年金も強化されるが、公的年金の役割はそれほど低下しないケースである。公的年金の合理化は進められ、所得比例部分は抑制されることになり、かわりに所得の低い層に対する保護策が強化される。

第2は、公的年金が削減されこれに代わる稼働所得や資産所得への転換がうまくいって、これらが高齢期の生活を支える主要手段となる場合である。この場合は、公的年金の性格は貧しい高齢者のための世代内再分配機能に特化した制度に変わっていくかもしれない。こうしたシナリオの実現可能性もないとはいえないが、公的年金の役割がすでに高齢期の主要収入源となっているヨーロッパ先進諸国では考えにくい。

第3のシナリオは、公的年金が抑制される一方、稼働所得や資産所得が十分に伸びないまま、かつてのような私的扶養が復活するケースである。日本など

で私的扶養の役割が今より大きくなることはあるかもしれないが、かつてのよ
うな子供の仕送りに依存する時代にもどる可能性はないであろう。

このように考えると、給付設計を合理化し、退職年齢を引き上げるなどして
公的年金のスリム化を図ることは重要ではあるが、高齢化の負担をより多くの
世代になだらかに負担させるためにも、極端に公的年金を抑制して私的年金に
切り替えるなどの対策は、かえって当該世代に負担をかけ、また高齢期の所得
格差を拡大させ、世代間・世代内の公平性を阻害しかねないと考えられる。

2. ヨーロッパ諸国の年金改革とその背景

ヨーロッパは、すでに述べたように戦後の比較的早い段階で年金制度を成熟
化させ、高齢者の多くは所得比例の公的年金や半強制的な私的年金により生活
が維持できるようになっていた。高齢化の進行も比較的緩やかだったので、
1985年の日本の改革が驚きの目で見られるほど、給付水準を引き下げる抜本改
革は容易ではなかった。それでも21世紀に向けて厳しい高齢化が予想されるよ
うになると、これまでの給付水準を維持することは困難となり、各国で公的年
金制度の改革が実施されるようになった。こうした年金制度の改革をリードし
てきたのは世界銀行であった。

世界銀行は、肥大化した公的年金の問題に警告を発しその持続可能性に警鐘
を鳴らし、公的年金の縮小と公私年金の適正なバランスの回復を主張し、いわ
ゆるマルチピラー方式の年金（複数の柱で支える年金）を提唱してきた。こう
した世界銀行の年金政策を専門家として支えてきたのは、社会保護局の
Robert Holzmannである。Holzmannは、最近の論文で、ヨーロッパにおける
最近の年金改革を振り返り、改革がまだ不十分であることを指摘するととも
に、新しい社会経済情勢にあった年金改革の必要性を指摘している（Holzmann
2004）。ここでは、Holzmannの論点を取り上げ、その意義を検討しておきた
い。

2 - 1. 一層の高齢化

西ヨーロッパの国々の公的年金の支出規模は、今後の高齢化を視野に入れると、これまでの改革でもまだ高すぎるといのが一つの論点である。表Ⅱ-4は2000年前後のEU主要10カ国と日本の高齢化の水準と公的年金の規模と年金給付水準を示したものである。年金の対GDP比（B）は、オーストリアとイタリアが14%前後と特に高く、他は10%前後である。オランダやスウェーデンが10%を下回っているが、この数字には反映されていない半強制的な私的年金があることを考慮すれば、5.5%というイギリスの低さがめだっている。現在イギリスでは、このままでは将来高齢者の貧困が心配されるということで、公的年金の引き上げが提案されている²⁾。日本は、イギリスほどではないが年金の規模はGDPの8.1%でかなり低い。

表Ⅱ-4 EU主要国の年金の規模と水準
(2000年前後)

| | 高齢化率% | 対GDP比% | 年金の水準 |
|--------|-------|--------|-------|
| | A | B | B/A |
| オーストリア | 15.6 | 14.5 | 93.2 |
| ベルギー | 17.0 | 10.0 | 58.8 |
| デンマーク | 15.0 | 10.5 | 70.0 |
| フィンランド | 14.9 | 11.3 | 75.6 |
| フランス | 16.0 | 12.1 | 75.8 |
| ドイツ | 16.4 | 11.8 | 72.0 |
| イタリア | 18.1 | 13.8 | 76.4 |
| オランダ | 13.7 | 7.9 | 57.9 |
| スウェーデン | 17.4 | 9.0 | 51.6 |
| イギリス | 15.8 | 5.5 | 34.9 |
| 日本 | 17.2 | 8.1 | 47.2 |

(注) 日本のデータは筆者が追加している。

(資料) Holzmann 2004 Annex; OECD 2005a

2) 定額制が基本のイギリスの公的年金は、そもそも低かったが、1980年代はじめに基礎年金の物価によるスライドが法定されて以来給付水準が引き下げられてきた。現在議論されている公的年金の改革案は、これを賃金スライドに変えて給付水準を引き上げること、その代わりに支給開始年齢を現在の65歳から2048年までに68歳まで引き上げることなどを内容としている (Department of Work and Pensions 2006 p.17-18)

この表では、65歳以上の高齢化率（A）と、年金の対GDP比を高齢化率で除した年金の水準（B/A）を示している。この指標は、年金が65歳以上人口に対して支払われたとして、1人あたり年金の水準を1人あたり国民所得で除した値となる。換言すれば、高齢化をも加味した年金の給付水準の指標であるといえる。この指標では、やはりイギリスの低さが際だっている。日本は、基礎年金中心のイギリスと違ってドイツやフランスなどと同様の所得比例年金中心の制度体系を採用しているにもかかわらず、かなり低い水準にとどまっていることがわかる。

Holzmannの議論は、ヨーロッパの年金をイギリスや日本の水準に下げべきだということになる。彼は、西ヨーロッパとアメリカや日本などとの公的年金の規模の違いは、高齢化の違いというより、公私年金の組合せの違い、公的年金の所得代替率の違い、実効退職年齢の違いであると述べている（Holzmann 2004 p.3）。このうち、公私年金の組合せの違いと公的年金の所得代替率の違いとは、同じ事柄を指しているとも解釈できる。すでに述べたように、所得代替率の高い所得比例制の公的年金制度を持つ国は私的年金にあまり頼らず、反対に公的年金が基礎年金中心の国はそれを補う私的年金に頼らざるを得ないからである。従ってHolzmannの議論は、公的年金はできるだけ必要最低限の保障に努め、それ以上は私的年金に切り替えるべきだという議論になる。

表Ⅱ－5は、EU主要国の高齢者従属人口指数の推移を示したものである。2000年は25%ぐらいであるが、2050年には50%をこえるところも出てくる。現在は4人の生産年齢人口で1人の高齢者を支えているが、これが2人で1人を支える状況になる。特に、イタリアと日本では3人で2人を支える計算である。

ヨーロッパ諸国は、このような人口高齢化の予測を前提に公的年金の改革に取り組み、将来の公的年金の規模を引き下げてきた。その結果は表Ⅱ－6の通りであるが、Holzmannは、今後50年で人口要因だけで年金支出はほぼ倍増するとし、さらなる改革が必要だと訴えている（Holzmann 2004 p.4）。しかし、なぜ現在のイギリスのような年金規模が適正で、ドイツやフランスの規模が大

表Ⅱ－５ EU10カ国の高齢者従属人口指数の推移

| | 2000 | 2010 | 2020 | 2030 | 2040 | 2050 |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| オーストリア | 25 | 29 | 32 | 44 | 55 | 55 |
| ベルギー | 28 | 29 | 36 | 46 | 51 | 50 |
| デンマーク | 24 | 27 | 34 | 39 | 45 | 42 |
| フィンランド | 25 | 28 | 39 | 47 | 47 | 48 |
| フランス | 27 | 28 | 36 | 44 | 50 | 51 |
| ドイツ | 26 | 33 | 36 | 47 | 50 | 51 |
| イタリア | 29 | 34 | 40 | 49 | 64 | 67 |
| オランダ | 22 | 25 | 33 | 42 | 48 | 45 |
| スウェーデン | 30 | 31 | 38 | 43 | 47 | 46 |
| イギリス | 26 | 27 | 32 | 40 | 47 | 46 |
| 日本 | 26 | 35 | 46 | 50 | 60 | 67 |

(注) 高齢者従属人口指数=65歳以上人口/15-64歳人口
 日本は筆者が追加している(2002年将来人口推計利用)。
 (資料) Holzmann 2004 Annex

きすぎるかは、簡単には答えの出ない問題である。ドイツやフランスで年金規模が大きくなるように改革を進めていることは確かであるが、同時にイギリスでも将来年金規模が小さくなりすぎないように改革を進めていることはすでに述べたとおりである。

また各国の状況を個別に検討すると、例えばイタリアは現在は非常に高い給付規模であるが、今後の高齢化に対応して以後50年間ほとんど規模が拡大しないように改革を実施しているし、スウェーデンも同じく給付費の伸びを低く維持していることがわかる³⁾。したがって、今後とも高齢化の推移を見ながら支出抑制に努力をしていかなければならないことには変わりはないが、イギリスや日本並みにヨーロッパの年金を引き下げる必要があるとまでは言えないであろう。

3) Holzmannも両国については、最近の概念上の拠出建て年金への転換を伴う改革を評価している(Holzmann 2004 p.9)。なお、イタリアの年金改革についてはフィラーレ/ジェッソーラ(2004)が、またスウェーデンの年金改革についてはアンダーソン(2004)が詳しい。参照いただきたい。いずれも新川敏光/ボノーリ(2004)に収められている。なお同編著は、ドイツ、フランス、スイス、イギリス、アメリカ、カナダ、韓国および日本の年金改革についても詳しい。

表Ⅱ－6 EU主要国の年金給付費（対GDP比）の推移

| | 2000 | 2010 | 2020 | 2030 | 2040 | 2050 |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| オーストリア | 14.5 | 14.9 | 16.0 | 18.1 | 18.3 | 17.0 |
| ベルギー | 10.0 | 9.9 | 11.4 | 13.3 | 13.7 | 13.3 |
| デンマーク | 10.5 | 12.5 | 13.8 | 14.5 | 14.0 | 13.3 |
| フィンランド | 11.3 | 11.6 | 12.9 | 14.9 | 16.0 | 15.9 |
| フランス | 12.1 | 13.1 | 15.0 | 16.0 | 15.8 | … |
| ドイツ | 11.8 | 11.2 | 12.6 | 15.5 | 16.6 | 16.9 |
| イタリア | 13.8 | 13.9 | 14.8 | 15.7 | 15.7 | 14.1 |
| オランダ | 7.9 | 9.1 | 11.1 | 13.1 | 14.1 | 13.6 |
| スウェーデン | 9.0 | 9.6 | 10.7 | 11.4 | 11.4 | 10.7 |
| イギリス | 5.5 | 5.1 | 4.9 | 5.2 | 5.0 | 4.4 |
| 日本 | 8.1 | 13.0 | 13.0 | 12.0 | … | … |

(注) 日本は筆者が追加している。
ただし、日本の2000年以外は国民所得比。
また、2020年は2015年、2030年は2025年の値。

(資料) Holzmann 2004 Annex

一方、問題は日本の年金改革である。日本のデータは、2004年の年金改革の後厚生労働省が作成したデータから、2015年と2025年の対国民所得比の数値を2020年と2030年の欄に書き込んでいる。対GDP比にするとさらに3パーセントポイント程度低くなるはずである。今後20年ほどの間で日本は一番高い高齢化率になるが、今でさえ低い年金給付水準が低いまま維持されることになっている。さすがのHolzmannにも、2004年の年金改革は将来の給付を抑えすぎていると映ったに違いない⁴⁾。2004年改革は、もしこれがそのまま守られたら、日本の所得比例制中心の年金体系を根本から覆すほどの意味をもっていると言わなければならない。

4) 2005年9月2日に東京で、世界銀行のHolzmannとOECDのEdward Whitehouseという2人の年金の専門家を迎えて年金総合研究センター主催の「世界そして日本の年金－世銀・OECDとともに考える年金制度改革－」と題するシンポジウムが開催され、筆者も出席する機会を得た。当日2人の専門家は、会場から日本の2004年改革について意見を求められ、詳しく検討したわけではないがと断った上ではあるが、いささか過剰反応ではなかったかとの感想を述べていた。その後、2006年2月にベルギーで開かれた社会保障に関する国際会議でHolzmannと会う機会があり、この点に関する意見を直接確かめることができた。

2 - 2. 社会経済的環境の変化

Holzmannは、年金改革が必要な理由として、今後の厳しい高齢化とともに、女性の労働力率の上昇、離婚率の上昇、家族形態の変化の3つの社会経済的な変化をあげている。そして、現在のヨーロッパの年金制度は、こうした社会経済的な変化に適応できていないとして、改革の必要性を強調している（Holzmann 2004 p.5）。

Holzmannは、女性の労働力率は国によってばらつきはあるもののこれまでも上昇してきており、今後50年間についても、15-54歳の女性の労働力率はEU平均で63%から76%に上昇すると予測されているのに、年金の方は働く夫と主婦からなる伝統的な家族像を前提に制度化されたままだと主張する。独立した個人単位の年金権に完全に移行し、寡婦年金を排除したのはデンマークだけで、若い子供を持つ寡婦の過小給付と、自分の年金を持つ寡婦または寡夫の過剰給付がおこっていると主張する（Holzmann 2004 p.5-6）。付表II-1には、彼がまとめた2000年前後の主要国の寡婦給付・寡夫給付、離婚した者に対する給付制度を記載しているので参照いただきたい。

高齢化の負担を和らげるためには、退職年齢の引き上げと同様、女性の労働力率の上昇とこれに見合う女性への年金の適用が重要な課題である。寡婦給付の廃止は、当然、これに対応する女性の年金権の確立が前提となる。わが国でも、2004年改革の際に、パート就労者への厚生年金の適用拡大や国民年金の第3号被保険者の問題が指摘されたものの、実際には何ら改革は実施されなかった。現行制度の体系を維持したままの改革であるとのHolzmannの批判はそのまま日本の2004年改革に当てはまる。高齢化社会の負担を分散する有力な手段として女性の労働力率の一層の引き上げを目指すのであれば、その方向で改革を前進させなければならないであろう。

寡婦給付の問題とならんで年金の個人単位化を要請するもう一つの社会的背景は、離婚率の上昇に現れているような家族形態の多様化である。表II-7は、ヨーロッパ主要国の結婚率と離婚率を示した表である。多くの国で、離婚

率は婚姻率の50%を超えるようになり、結婚の半分が離婚に至る状況となっている。特に離婚に保守的だったイタリアやアイルランドでも離婚率は急上昇しつつあるという。ところが、年金は個人単位化しておらず配偶者に独立した年金権は付与されていない。そのため寡婦給付を受けている女性は労働市場に参加するのをためらい、再婚をさけることになる（Holzmann 2004 p.6）。

婚姻率の低下と離婚率の上昇は、日本でも起こっている。2004年改革で実施された年金分割は、多くなる離婚の際の経済問題に簡明なルールを設けたもので意義はあるが、生涯を通して女性に退職後の年金受給権を付与するものとはなっていない。モデル年金の計算も、まだ被用者年金の夫と専業主婦からなる世帯を想定している。家族の在り方は、今後ますます多様化・流動化することであろう。年金の個人単位化に向けた改革が必要となっている。

表Ⅱ－7 ヨーロッパ主要国の結婚率と離婚率
(2000年前後 単位 人口1000人あたり)

| | 離婚率 | 婚姻率 |
|--------|-----|-----|
| オーストリア | 2.5 | 4.2 |
| ベルギー | 2.9 | 4.2 |
| デンマーク | 2.7 | 6.6 |
| フィンランド | 2.6 | 4.8 |
| フランス | 2.0 | 5.1 |
| ドイツ | 2.4 | 4.7 |
| イタリア | 0.7 | 4.9 |
| オランダ | 2.3 | 5.1 |
| スウェーデン | 2.4 | 4.0 |
| イギリス | 2.6 | 5.1 |
| 日本 | 2.3 | 6.4 |

(注) 日本は筆者が追加している。

(資料) Holzmann 2004 Annex

より最近の社会経済的变化としてHolzmannが取りあげるのは、表Ⅱ－8で示すような、非典型労働者の増加である。常勤の給与所得者は減り、非常勤、疑似自営業、臨時職員が増えている。彼はこれを、経済のグローバルゼーショ

ンが進み競争が激化しているため、また人々が自分の意思で仕事の在り方を選択するようになったためではないかと捉えている（Holzmann 2004 p.6）。言い換えれば、こうした傾向が今後とも続きそうだということである。そうだとしたら、正規労働者を前提に設けられたこれまでの年金制度は、非正規労働者も参加できる年金制度に改める必要がある。

日本では、国民年金の第1号被保険者の保険料未納の問題が国民年金の空洞化として語られるようになって久しい。非正規労働者が増加する中で、一手にその受け皿となってきたのが国民年金である。しかし非正規労働者化が今後も続くとするならば、そうした多様化した労働市場にマッチした年金制度を構築していくことが重要になる。それには、正規労働者と非正規労働者の間で年金制度上の（あるいは医療保険なども含めた社会保障制度上の）差別を撤廃する方向で改革を進めることが必要である。日本で言えば、それは、被用者年金と国民年金という年金制度上の垣根を取り除いて、年金制度を一元化することにほかならない。

表Ⅱ－8 ヨーロッパ主要国の就業形態の多様化

| | 総就業人口 千人 | | 自営業 % | | パート雇用 % | | 臨時雇用 % | |
|--------|----------|--------|-------|------|---------|------|--------|------|
| | 1988 | 1998 | 1988 | 1998 | 1988 | 1998 | 1988 | 1998 |
| オーストリア | -- | 3,629 | -- | 13.8 | -- | 15.8 | -- | 6.8 |
| ベルギー | 3,483 | 3,857 | 18.0 | 17.5 | 9.8 | 15.7 | 4.5 | 6.4 |
| デンマーク | 2,683 | 2,679 | 11.0 | 9.7 | 23.7 | 22.3 | 10.2 | 9.1 |
| フィンランド | -- | 2,179 | -- | 14.6 | -- | 11.7 | -- | 15.1 |
| フランス | 21,503 | 22,469 | 16.2 | 12.5 | 12.0 | 17.3 | 6.6 | 12.2 |
| ドイツ | 26,999 | 35,537 | 11.5 | 11.0 | 13.2 | 18.3 | 10.1 | 10.9 |
| イタリア | 21,085 | 20,357 | 29.5 | 28.7 | 5.6 | 7.4 | 4.1 | 6.1 |
| オランダ | 2,903 | 7,402 | 12.1 | 11.6 | 30.3 | 38.8 | 7.7 | 11.2 |
| スウェーデン | -- | 3,946 | -- | 11.4 | -- | 23.9 | -- | 11.4 |
| イギリス | 25,660 | 26,883 | 12.7 | 12.5 | 21.9 | 24.9 | 5.2 | 6.1 |
| 日本 | 60,110 | 65,140 | 15.1 | 11.7 | 4.9 | 8.6 | 7.9 | 9.3 |

(注) 日本は筆者が関連するデータを拾って便宜的に示している。

(資料) Holzmann 2004 Annex

2-3. グローバリゼーションの進行

年金をめぐる環境の変化でもう一つ重要な点は、グローバリゼーションの進行である。グローバリゼーションの進行は、より柔軟な労働市場、金融市場の改善、生涯教育の必要性を求める。とくにEUでは、ユーロの価値を維持するために財政運営を健全化し、労働市場を流動化させることが求められている。これに対応するためには、公私部門間の労働移動をも含めて、職業間の自由な労働移動を阻害しない社会保障制度が要請される。ところが、ヨーロッパの多くの国では年金制度が職業集団ごとに設けられ、労働異動は年金制度によって妨げられている。

Holzmannは国内の金融市場を育成する必要性にも触れ、年金資産を賦課方式の流動性のない資産だけで保持するより積立方式の年金資産に分散することが望ましいと主張している（Holzmann 2004 p.7）

さらに、高齢社会に適した就労の延長（高齢者の労働力率の向上）を果たすには、労働者の知識と技術の向上が必要で、生涯学習に適した年金制度が必要である。そのためには、年金制度は、就労、学習、余暇（引退）の3つをうまく組み合わせることができなくてはならない。就職した後再度学校に戻ったり、早期に余暇期間を取ったり、退職後再度仕事に復帰することなどが可能な年金制度とならなくてはならない（Holzmann 2004 p.8）。

労働移動に対して中立的で、また多様な人生設計に対応できる年金制度に改めなければならない事情は日本も同様である。この点からも、年金制度は個人単位化することが必要であるし、多様な職業の間の移動、就労・学習・余暇の間の移動などに対して、年金権が持ち運び可能なものとする必要がある。そして、持ち運びが可能な年金ということになると、概念上の拠出建て年金がわかりやすい。こうしてHolzmannはヨーロッパの公的年金制度として概念上の拠出建て年金を提唱している（Holzmann 2004 p.17-23）。

3. 年金改革の在り方

3-1. 引退の延期と年金制度

前節で見てきたようにHolzmannのヨーロッパの年金改革についての主張は、高齢化、社会経済的変化、グローバリゼーションに対応できるように年金制度を改めるには、拠出と給付の対応関係が明白で、個人にとって職業や家族の多様な形態に柔軟に対応でき、個人の自由な決定や選択を導きやすい、より保険数理的な制度に改めるべきだということになる。このうち、人口の高齢化に対する対策としては、さまざまな方法で労働力率を引き上げることが求められるが、中でも最近重視されるようになってきているのが高齢者の就業率を高めることで、この点では年金の制度設計で工夫すべき点が少なくない。

表Ⅱ-9はOECD主要国の年金受給開始年齢を比較したものである。男性はフランスを除いて65歳であるが、それより早期に受給できる国も多い。また最近の変化を見ると、日本のように60歳ぐらいから遅らせてきた国もあるが、より高い年齢から引き下げてきた国もある。女性の受給開始年齢は男性より低いのが一般的であったが、女性の受給開始年齢を男性に合わせる国も増えるようになった。

表Ⅱ-9 主要国の年金受給年齢

| | 男性 早期受給年齢 | 男性 標準受給年齢 | 女性 標準受給年齢 |
|--------|--------------|--------------|--------------|
| オーストリア | … | 65 | 60 |
| ベルギー | 60 | 65 | 63 |
| デンマーク | … | 65 | 65 |
| フィンランド | 62 | 65 | 65 |
| フランス | … | 60 | 60 |
| ドイツ | 63 | 65 | 65 |
| イタリア | 57 | 65 | 65 |
| オランダ | 60 | 65 | 65 |
| スウェーデン | 63 | 65 | 63 |
| イギリス | … | 65 | 60 |
| 日本 | 60 | 65 | 65 |

(資料) OECD 2005b p.150

II 少子高齢化と公的年金改革のあり方

決められた標準的な受給開始年齢で実際に人々が退職しているかどうかはまた別の問題である。表にあるように年金を早期に受給できるようにしている国もあるし、この年齢層の非就業者に年金以外の失業給付や障害給付を幅広く支給している国もある。この10カ国では、日本をのぞけばすべての国の男性の実際の引退年齢は年金制度の標準的な受給開始年齢を下回っている（OECD 2005b p.148）。データは異なるが、高齢者の生活実態を調査したOECDの2001年の報告書では、表Ⅱ-10のように、退職年齢の中央値とそれ以降の平均余命を9カ国で比較している。9カ国の平均では、男性の退職年齢が62.3歳、退職後の余命は17.8年、女性はそれぞれ61.1歳と23.0年である。人々の寿命が延びたわけであるから、退職年齢も遅らせて退職後の平均余命の伸長速度をゆるめることが望ましいが、この点で各国の社会保障制度は、高齢期の就労を促すインセンティブを備えているとはいえない。

表Ⅱ-10 先進9カ国の退職年齢と退職後の余命
(1998年または1999年)

| | 男性 | | 女性 | |
|--------|---------------|-------|---------------|-------|
| | 退職年齢 (中央値) | 退職後余命 | 退職年齢 (中央値) | 退職後余命 |
| カナダ | 62.4 | 18.2 | 60.8 | 23.5 |
| フィンランド | 59.6 | 18.9 | 59.8 | 23.7 |
| ドイツ | 60.3 | 18.8 | 60.1 | 23.2 |
| イタリア | 58.8 | 20.7 | 57.9 | 26.2 |
| 日本 | 68.5 | 14.9 | 64.7 | 22.3 |
| オランダ | 60.4 | 18.2 | 59.8 | 23.2 |
| スウェーデン | 63.7 | 17.5 | 62.7 | 22.0 |
| イギリス | 62.6 | 16.8 | 60.4 | 22.3 |
| アメリカ | 64.6 | 16.3 | 63.4 | 20.4 |
| 以上平均 | 62.3 | 17.8 | 61.1 | 23.0 |

(資料) OECD 2001 p.82

OECDの2001年の報告書（OECD 2001）では、退職を1年延期した場合の公的年金の所得代替率と年金資産の変化を明らかにしている。これにより各国の年金制度が持つ就労に対するインセンティブないしディスインセンティブを

比較することができる。その一部を図Ⅱ－6で紹介しているが、細い線は年金の資産の変化を示し、太い線は所得代替率の変化を示している。長期に継続して仕事をしてきた労働者が、55歳から70歳までの年齢で、退職を1年延期することによって、年金の所得代替率はどのように増え、また年金資産はどのように変化するかを図示している。ここでは、社会保障としては年金だけが考慮され、これに課税の影響が加味されている。国によって違いはあるが、年金の制度体系にはある程度の所得再分配効果を取り入れられているので、労働者の所得水準によって太線細線の形状は違ってくる。ここでは、日本を含めた4カ国の平均賃金の労働者の例を取り上げている（OECD 2001 p.155-161）。

スウェーデンは、抜本的な年金改革がなされて就労を延期すれば年金資産はその分増加するように改革されたと言われているが、課税の影響があるのか年金資産は年金が受給できる61歳から減少することになっている。細い線がゼロ線上に這う場合が就労に対して中立的な年金制度（および税制）だということになるが、この図で見る限りそうはなっていない。

イギリスは、65歳まで年金資産が増え、それ以降で低下することになっており、その下がり幅も比較的小さい。61歳で資産が減り始めるスウェーデンと比べると、60歳代前半の就業を促進するインセンティブが備わっているとみることが出来る。

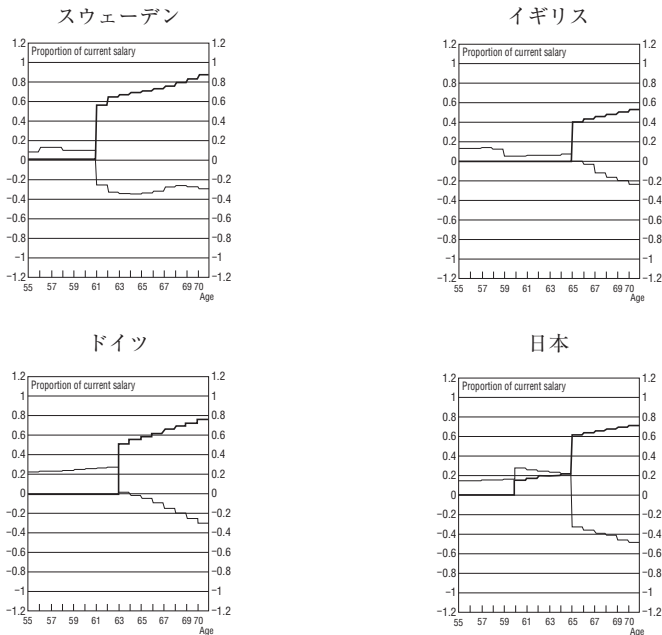
これに対してドイツは、63歳まで就労を続けるインセンティブが高く維持されている。所得比例の年金が充実しているので、63歳まではイギリス以上に資産を増やす効果が認められる。

これらの国に比べて日本は、65歳まで就労を継続するインセンティブはかなり高い、所得代替率も年金資産の変化も60歳代前半で高く維持されていることがわかる。反対に65歳をすぎると他の3カ国より年金資産の低減は激しい。言い換えると、65歳までは就労インセンティブを強化し就労を促進させる一方、それ以降については就労をそれほど奨励していないことになる。その後2004年の改革で、60歳代前半の就労者には特別支給の厚生年金の2割の支給停止が廃

止され、70歳以上の就労者には新たに在職老齢年金が導入されて年金給付が調整されるようになったので、この傾向はさらに強化されたことであろう。

就労を延期し年金の受給を遅らせた分だけ年金資産を割り増しすることは、公的年金の費用を抑制することにはつながらない。したがって、OECD(2001)の調査でも明らかなように、課税の効果をも加味して考えれば、就労に完全に中立な制度を維持している国はなく、9カ国すべてで、細い線は一定の年齢で負の領域にと下がっている。言い換えると、実際の労働市場の状況を考慮しつつ、就業を維持する目標年齢を定め、それに合わせて年金の給付設計をすることが重要かも知れない。その点で、65歳を目標とした日本の年金制度の給付設計（在職老齢年金制度を含む）は、合理的だと評価できるであろう。

図Ⅱ－6 退職を1年延期した場合の年金の所得代替率、年金資産の変化

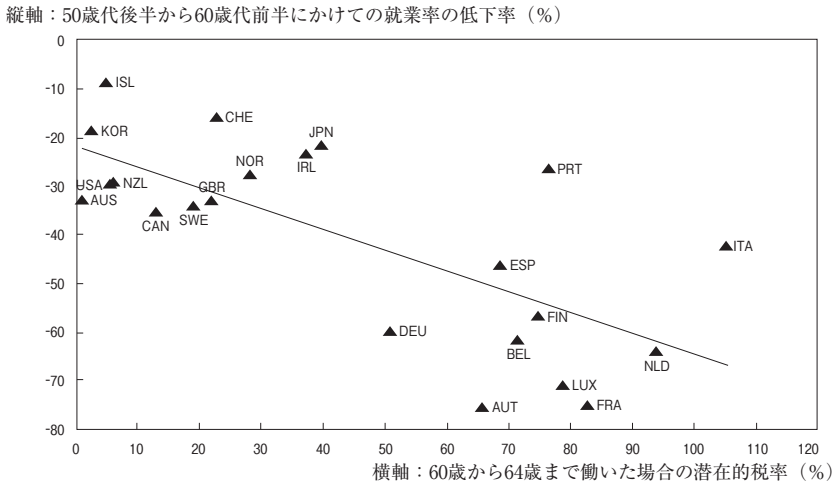


(資料) OECD 2001 p.160

OECD (2005b) は、年金制度の受給開始年齢と年金の所得代替率、早期退職を可能とする年金の早期支給制度、年金の支給開始年齢前に支給される失業給付や障害給付などが、高齢期の労働力率を引き下げる決定的な要因であると、その影響を測定している (OECD 2005b Chapter 5 p.147-160)。

社会保障が完備している場合、高齢期に就労を続けることは、受給できるであろう年金等社会保障給付を繰り延べたり減額することになり、いわば就労で得られる所得に対して見えない税が課されているとみなすことができる。図Ⅱ-7は、平均的な賃金の単身の労働者を例に、60歳から5年間就労を延期した場合に課される潜在的税率を各国の制度から計算して横軸にとり、縦軸には50歳代後半から60歳代前半にかけて実際に各国で就業率がどの程度低下しているかを示している。そして結論として、潜在的税率と労働力率との間で負の相関が認められることから、早期の退職を可能とする年金の早期支給をなくすこ

図Ⅱ-7 退職延期に伴う潜在的税率と労働力率との関係
(OECD諸国 1999年)



(資料) OECD 2005b p.156

と、またそれと同じような効果がある高齢者に寛大な失業給付や障害給付をなくすこと、さらに、就業を延長した場合にはそれに応じて年金資産が増加するような就労に中立的な年金制度を導入すること、の必要性を訴えている(OECD 2005b Chapter 5; p.157-158)。

高齢者の就労に関する国際比較では、日本はまだ相対的に高い労働力率を維持しており、年金制度の設計に関する比較研究でもそれを裏付ける証拠が示されたといえることができる。一層の高齢化を前に、こうした労働力率を維持していくためには、これまで以上に、高齢期の就業環境の整備に取り組むことが必要であろう。

3 - 2. 概念上の拠出建て年金

社会経済的な環境の変化あるいはグローバリゼーションに対応できる年金制度としてHolzmannが提唱するのが概念上の拠出建て年金制度である。Holzmannは、ヨーロッパ共通の年金戦略として、三つの可能性をあげている。第1は社会手当方式の基礎年金に強制加入の完全積立方式の年金を上乗せる方法、第2はビスマルク型の所得比例の社会保険年金を維持する方法、第3は基礎年金あるいは無拠出年金に概念上の拠出建て年金と任意の積立方式の年金を加える方法、の3つである。しかし、第1の方法は積立方式への転換に巨額のコストがかかるし、第2の方法は持ち運びしやすい年金にするには管理費がかかりすぎ、いずれもヨーロッパの年金戦略としては現実的でないと退ける。そして、現実的な改革として第3の選択肢を取りあげ、これなら労働移動にも対応でき、ヨーロッパの連帯を重んじる伝統を生かすこともでき、国ごとの特徴も残すことができ、かつ制度の転換にも困難がないと主張している(Holzmann 2004 p.15)。

概念上の拠出建て年金制度は、個人からすると拠出建てに見えるが、実際には賦課方式で運営されるので保険料を積み立てているわけではない。人口高齢化による負担の急激な変化に対応するものではないが、個人が自分の年金勘定

を得て、あたかも拠出建ての個人年金のように自分の年金権を管理できるため、個人単位の年金になっているし、生涯を通して仕事が変わったり仕事を中断する場合にも自分の年金権を持ち運びすることができる。その意味で、ヨーロッパと同様に日本でも進んでいる経済社会の変化に対応しやすい側面を持っており、年金制度の一元化が課題となっている日本にとっても参考にするべき制度であると考えられる。

概念上の拠出建て年金を導入したことで注目されているスウェーデンの年金を例に、概念上の拠出建て年金と最低保証年金の要点のみ列挙するとおよそ表Ⅱ-11の通りとなる⁵⁾。

表Ⅱ-11 スウェーデンの公的年金

① 所得年金（概念上の拠出建て年金）

財政方式は賦課方式

被保険者は個人勘定を持ち保険料に見なし利子（平均賃金上昇率）をつけて記録
保険料は所得の18.5%で固定し、うち16%の保険料で概念上の拠出建て年金を運営
保険料のうち残る2.5%は、本人が信託年金を選んで運営

年金は61歳以降何歳からでも受給可能

受給開始時に年金原資を元にその時点の平均余命で年金給付を定める（利率は1.6%）

② 強制的信託年金

財政方式は積立方式

保険料の2.5%で信託年金を個人が選ぶ（運用リスクは本人が負う）

支給開始年齢は賦課方式の年金と同じ

③ 最低保証年金

年金が最低水準に満たない者に対して不足を補う

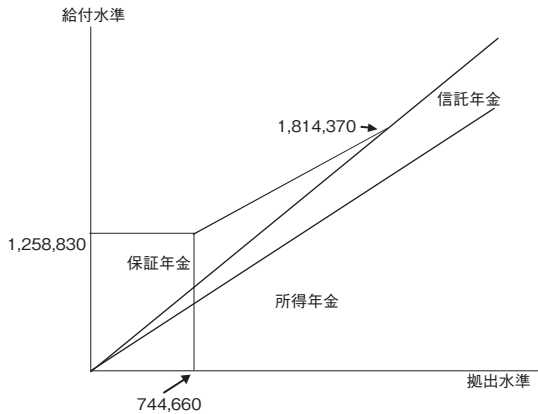
税財源で賄う

④ その他：障害年金は医療保険で支払い、遺族年金は税金で支払う

5) アンダーソン（2004）、平石（2006）等を参照。ここで説明する概念上の拠出建て年金と最低保証年金は、Holzmannが提唱する3つの年金の柱のうち二つの柱に当たる。

スウェーデンの年金の2005年における給付設計を日本円に換算して図示すると図Ⅱ-8のようになる。所得年金と信託年金に関しては、本人の拠出と給付が完全に対応するので原点から45度線の給付が得られる（信託年金は実際には個人によって運用実績が異なるので年金水準が変わり得る）。しかし、人によってこの年金は最低保障水準の125万8830円（夫婦の場合はその約1.8倍の224万5800円）を下回るので、拠出制年金が74万4660円以下の人には125万8830円まで最低保証年金で補足される。拠出制年金が74万4660円を上回り、181万4370円になるまでは、拠出制年金の増分の約半分（52%）が手元に残るように最低保証年金が削減される（ただしここでは1クローナ15円で計算している）。

図Ⅱ-8 スウェーデンの所得比例年金と保証年金
(2005年 単身者 円/年)



スウェーデンのような概念上の拠出建ての年金を日本で導入するには、少なくとも次の4つの点で環境を整備する必要があるように思われる。

第1は、保険料を固定して拠出建ての年金運営をするには、日本の年金制度がもう少し成熟するまで待たなくてはならない点である。2004年改革では、厚生年金の将来の保険料率を2017年以降18.3%で固定することにした。この保険

料固定方式はスウェーデンの改革のアイデアを一部借用したものであるが、これを前提とすると成熟化に約10年が必要だということになる。この間を、一元化された概念上の拠出建て年金制度のための準備期間と位置づけ、以下のような問題に取り組みつつ計画的に条件整備を進めることが必要であろう⁶⁾。

第2は、多様な職業に共通する保険料賦課方式を導入する必要があることである。スウェーデンでは、自営業者も被用者も所得に応じて同率の保険料を支払っている⁷⁾。日本の場合、被用者でも加入する制度ごとに保険料率が違い、自営業者と被用者では保険料賦課方式も異なっている。拠出建て年金の強みは、保険料の賦課方式が変わっても、その額に応じて自分の年金権を積み立てていけることであるので、自営業者と被用者の間である程度保険料賦課方式に違いがあっても、あまり問題にならないかも知れない。しかし、本人の負担に加えて支払われる国庫負担や雇い主負担については、就業形態で違いがないように整理し直さないと、多様な就業形態に適合的な年金制度にはならない。

第3は、年金の個人単位化を実現することである。多様化した家族形態に年金制度を合わせるために、拠出建ての年金制度が必要なのであるが、逆にそれを実現するためには、年金の個人単位化が避けて通れない。第3号被保険者制度をなくし、非正規就労者にも同率で保険料を賦課するような制度に向けて環境整備することが必要である。

第2、第3の課題に取り組むには、非正規就労者に対して年金制度をどのように適用するかが重要な鍵となる。この点について丸山（2005）は、各国の短時間労働者の年金制度上の扱いを比較し、一元化された年金制度の保険料の賦

6) なお、日本でこうしたスウェーデン型の年金改革を提唱したものとして、社会経済生産性本部の報告書がある（社会経済生産性本部年金研究会編 2005）。同報告書の内容は、小論での筆者の主張と多くの点で一致しているが、報告書は2007年より保険料を19%で固定するように提案している（駒村 2005 p.10）。筆者も、日本の年金制度の成熟化を早めることには賛成であるが、他方ではそのための条件整備には若干の年数が必要ではないかと考えている。

7) 保険料率は、被用者は、本人7%、使用者10.21%、計17.21%（本人の7%負担分を除いた所得に対する17.21%は18.5%となる）で、自営業者も同率の17.21%である（平石 2006 p.268）。

課を、現行の単身者国民年金保険料全額免除基準である年35万円以上とすることを提案している（丸山 2005 p.53）⁸⁾。

第4に、年金制度において拠出と給付の関係を明確にすることは、他方で、国庫負担の役割を明確化することでもある。これまでのように特定制度に対する一定割合という補助の仕方ではなく、失業期間、子育て期間、訓練期間といった一人一人の保険料が拠出しにくい合理的な事情に応じた補助のあり方を考えなくてはならない。このように国庫負担も個人単位化する必要がある。また、保険料の拠出段階で、低所得者や失業者等に個人単位で補助をする考えも必要であるが、同時に、スウェーデン等いくつかの国が行っているような、受給段階の高齢者を対象とする最低所得保証制度を設けることも必要である。付表Ⅱ-3で、ヨーロッパ主要国の低所得高齢者（または一般低所得者）を対象とする所得保障制度を示しているので参照いただきたい。

以上、日本での概念上の拠出建て年金制度の導入とそれに必要な条件整備について述べてきたが、社会経済生産性本部年金研究会（2005）は、小論と同じような問題意識をもって、スウェーデン型の一元化された所得比例年金制度の創設、非正規労働者への年金適用の拡大、最低保証年金の創設等を、より体系的に論じより具体的に提案している。このような提案を軸に改革論議が進められることを望むものである⁹⁾。

8) 丸山が作成した主要国の公的年金制度における短時間労働者の取り扱いに関する表を、付表Ⅱ-2として掲載しているので参照いただきたい。また、非正規就労者に対する各国の年金制度上の扱いについては、Vielle and Walthery (2003)が詳しい。

9) 同提言は、駒村による「総論と提言」（駒村 2005 p.3-16）にまとめられている。

むすび

どの時代においても、各世代はその時々々の豊かさを平等に享受してきたし、そのことはこれからも変わらないであろう。ただし、高齢期の人々が生活を維持する手段は時代とともに大きく変化してきた。今日のヨーロッパでは、高齢期の生活維持手段の中でも、公的年金の果たす役割が圧倒的になってきた。公的年金は、高齢期の生活維持手段として、世代間の協力の機能を果たし、また自立の要素も加味することができ、それ自体合理的な所得維持手段であるといえるが、高齢化が急速に進行する中では、高齢化の負担増加が現役世代の重荷になることは間違いないなく、高齢化の負担の増加を緩和する公的年金改革が必要となっている。

こうした観点から、現在ヨーロッパで議論されている年金改革を検討すると、高齢化の問題とともに、あるいは高齢化の問題と密接に関係して、社会経済的な環境の変化に相応しい年金制度の創設が課題となっていることがわかる。就労形態の多様化や家族の多様化などヨーロッパで問題になっている社会経済的变化は、まさに年金の空洞化問題などで日本が直面している事態にほかならない。非正規労働者の増加を不況の一時的な出来事と考えるのではなく今世紀の恒常的な事態と受け止め、彼らも参加できる年金制度（社会保障制度）を設けることが必要で、そうすることで年金権の個人単位化を図り、持ち運び可能な年金を実現することが必要になっている。それが実現しない限り、「再チャレンジ」できる社会とはいえない。

II 少子高齢化と公的年金改革のあり方

付表Ⅱ-1 ヨーロッパ主要国の寡婦・寡夫給付および離婚した者の給付（2000年前後）

| 国 | 寡婦・寡夫給付 | | 離婚した者に対する給付 | |
|---------|---|--|---|-----------------------------------|
| | 受給資格 | 給付 | 受給資格 | 給付 |
| オーストリア | 死亡した被保険者が拠出条件を満たしているか年金受給者である | 死亡した被保険者の年金の60%まで、所得調査あり | | |
| ベルギー | 45歳以上が障害者か子どもがいること、死亡前1年間結婚していること、子どもが婚外児の時と事故死の場合は受給できない | 死亡した被保険者の年金の80%、最低年9102.11ユーロ、寡婦・寡夫が自分の年金を持つ場合、その110%を上限に1年間受給 | 60歳で特別年金 | 元の配偶者の結婚時の稼得の37.5%、自分の年金があればその分を差 |
| デンマーク | 1984年に遺族年金廃止 | 寡婦寡夫、18歳未満児に一時的、額は死亡した者の年金に依存す | | |
| フィンランド | 65歳未満の子どものいる寡婦寡夫、50歳未満の子どものいない寡婦寡夫、5年以上の婚姻関係、フィンランド在住 | 配偶者の死亡後6ヶ月間は普遍的給付、その後は所得調査あり | | |
| フランス | 55歳以上で2年以上の婚姻関係、子どもや夫婦が障害者であれば55歳未満でも可、本人所得が年13874ユーロ未満で再婚していないこと | 死亡した配偶者の年金の54%、所得調査あり、2年間支給、受給者が50歳であれば55歳まで延期される | 再婚しなければ遺族年金の受給権あり、生存している配偶者が複数の場合年金はその期間に応じて配分 | 死亡した配偶者の年金の54% |
| ドイツ | 死亡した被保険者が5年以上加入していたか年金受給者であること | 3ヶ月は死亡した者の年金の100%、45歳以上、障害者、子どもがいる場合は55%、それ以外は25% | 遺族年金の受給資格のあるか つての配偶者、 配偶者が複数 の場合年金は その期間に応じ | |
| イタリア | 死亡した被保険者が年金受給者か5年以上被保険者期間がありそのうち3年は過去5年間に含まれていること | 被保険者の年金の60%、子どもが1人おれば80%、2人以上おれば100%、それ以外は、過去5年のうち1年以上拠出しておれば遺族一時金が支給される | 離婚した配偶者にも遺族年金が支給される | |
| ルクセンブルグ | 死亡した被保険者がその3年前のうち12ヶ月の被保険者期間があるか年金受給者であること | 被保険者の老齢基礎年金の100%と付加年金の75%、本人の所得調査なし | 離婚した配偶者も受給可 | 支給額は個人の所得に関係なく、婚姻期間で計算 |
| オランダ | 居住者が受給できる、寡婦寡夫、婚姻関係のない長期にわたるパートナーに支給される | 1950年より前に生まれた者、45%以上の障害がある者に所得調査の上支給、18歳未満の子どものいる場合月932.38ユーロ支給、遺族に稼得があると減額され、所得が月2002.54ユーロ以上であれば支給されない | | |
| スウェーデン | 居住者が受給できる、死亡した者に一定の年金権が必要 | 5年以上の婚姻・事実上の婚姻関係があれば6ヶ月間支給される、12歳未満の子どものいる間は支給される、失業や病気などで自立が困難であれば特別年金が支給 | | |
| イギリス | 死亡した被保険者が拠出条件を満たすか年金受給者であること | 45歳以上で子どものいない配偶者に52週間手当支給、額は遺族となった時の年齢による、子どもがいる18-59歳の遺族は週53.05ポンドと児童加算で他の給付があればそれを控除 | | |

(資料) Holzmann 2004 Annex

付表Ⅱ－２ 主要国の公的年金制度における短時間労働者の扱い

| | 短時間労働者の取り扱い | 保険料率 (2002年) | 最低加入 年数 | 女性の労働 力率 (2002年) | 女性就業者 に占めるパ ート労働者 の割合 (2002年) |
|-------------------|---|---|--------------------------|------------------------|---|
| 日本 (2005年) | 通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数の概ね4分の3以上である就労者については、原則として厚生年金の被保険者とする。この条件以下の者で、年間収入が130万円以上の者は、国民年金の第1号被保険者として保険料を負担する。 | (2005年) 厚生年金： 13.934% (労使折半) 国民年金： 月額13,580円 | 25年(国民年金、厚生年金などの加入年数の合計) | 59.7% | 41.2% |
| アメリカ (2004年) | 収入を有する者については、雇用形態の如何を問わず適用。(年金額算定の根拠となる保険料記録は、年900ドル(108,000円)以上の収入について行われる。 | OASDI： 12.4% (被用者は労使折半) | 10年 | 70.1% | 18.8% |
| イギリス (2001年) | 週72ポンド(13,270円)：年取換算3,744ポンド(690,130円)未満の被用者(と年取3,955ポンド(729,030円)未満の自営業者)は強制加入が免除 | 被用者： 21.8% (本人10.0%、 事業主11.8%) | — | 69.4% | 40.1% |
| ドイツ (2000年) | 月収630マルク(39,090円)：年取換算469,100円)未満かつ週の労働時間が15時間未満である場合は任意加入。(加入しない場合でも、事業主に対して、年間2ヶ月又は50日未満の短期間雇用の場合を除き、報酬の12%に相当する保険料が賦課される)。 | 19.1% (被用者は労使折半) | 5年 | 64.3% | 35.3% |
| フランス (2001年) | 収入を有する者については、強制適用対象となる。(年8,404フラン(155,470円)以上の収入がある場合1四半期の保険料期間を得、年33,616フラン(621,900円)以上の収入がある場合には、4四半期(1年)の保険期間を得る) | 16.45% (本人6.65%、 事業主9.8%) | — | 62.1% | 24.1% |
| スウェーデン (2002年) | 申告対象となる所得(年間9096クローネ(131,892円以上)を有する者は強制加入 | 17.21% (被用者は本人7.0%、事業主(老齢)10.21%)、その他遺族年金分1.7%(全額事業主負担) | 3年 | 76.1% | 20.6% |
| カナダ (2004年) | 老齢所得保障(OAS：基礎部分)は、居住要件のみ。カナダ年金制度(CPP：報酬比例部分)年間基礎控除額(年間3,500ドル(268,350円)を越える所得を有する者は強制加入。 | CPP：9.9% (被用者は労使折半) | 1年 | 71.9% | 27.8% |

(資料) 丸山 2005 p.47-48

II 少子高齢化と公的年金改革のあり方

付表Ⅱ－3 ヨーロッパ主要国の社会扶助年金制度
(2002年前後)

| 国 | 制度 | 受給資格 | 国籍・居住要件 | 給付 | 高齢者に占める受給者 % | 社会扶助年金の対GDP比 % | 付記 |
|---------|------------------------------|--|---|---|--------------|----------------|---|
| オーストリア | 一般扶助、補足年金、1人630.92ユーロの最低保証年金 | 19歳以上の者に対する一般扶助制度、退職年齢以上で社会保険の年金が一定水準以下の場合補足年金が受けられる | 居住条件必要、EUの国籍が認定された難民、週によってはオーストリア国籍が必要 | 最低限の年金を維持するための所得調査月の手当 | 6.7 | 0.2 | 全ての制度に最低保障のための補足がある、所得比例の年金を持たない者には社会扶助 |
| ベルギー | 一般扶助、高齢者向けの保証所得、最低保障年金 | 18歳以上の者に対する一般扶助制度、65歳(女性60歳)以上で最低生活が困難な人に対する保証所得制度 | 一般制度は登録住民、外国人に一定の制限あり、保証所得はベルギー国民、EU市民、直近5年以上在住者、過去10年以上在住者 | 単身被保険者で年9253.11ユーロの最低年金、単身で年7022.70ユーロの資産調査付き手当 | | 0.7 | |
| デンマーク | 無抛出生の補足年金制度 | 年金額が低い67歳以上の者 | デンマーク在住の者、EU市民と認定された難民には居住権が得られるまで3年間の一時支給 | 月4406クローネの所得調査付きの補足 | | 1.4 | |
| フィンランド | 生活手当制度 | 他に所得のない者、18歳以上の者 | 自治体で居住登録されていること | | | 1.1 | |
| フランス | 一般扶助制度、高齢者給付と最低保証所得の補助、最低年金 | 他の給付が受けられない者、25歳以上、65歳以上の場合年金がないか低額の者 | フランス国籍かEU国民 | 所得の50%の最低年金、最低限年6307.62、加入期間が少ないとその分最低年金引き下げ | | 2.0 | |
| ドイツ | 一般扶助制度、基礎的保障給付 | 扶助水準だけの所得のない者、65歳以上の者、18歳以上で稼働能力に欠ける者には保障給付 | 居住条件あり、難民も含め外国人には制限あり | 一般扶助は資力調査あり、基礎的保障給付には住宅手当医療給付あり | | 2.3 | 高齢者に対する補足給付を含む |
| イタリア | 社会扶助、社会年金、社会手当 | 独立して生活する全ての者に資格あり、65歳以上には社会年金、社会手当、最低年金が支給される | 自治体居住民、合法的にイタリアに住む者、EU市民 | 最低年金は月392.69ユーロ、社会手当は年3775.83ユーロ、70歳以上で年6714ユーロ未満の所得の者は月516.46ユーロまで受給 | | 1.3 | 社会手当制度は1996年に社会年金に切り替えられる、1996年以降社会年金支給開始 |
| ルクセンブルグ | 所得補助給付、最低年金 | 30歳以上、最低年金には最低20年の拠出 | 過去20年のうち最低10年居住、自治体に居住登録 | | | 0.5 | |
| オランダ | 一般扶助制度、高齢者への所得調査付き補足手当 | 18歳以上の者 | 居住者、市民でない場合は特別の協定がある場合のみ | 補足手当は理由なく拠出しなかった年につき2%の割合で削減 | | 2.2 | |
| スウェーデン | 社会福祉手当、保証年金 | 他に所得のない者、18歳以上の者、他の社会保障給付が十分でない者に対する補足としても支給 | 居住者 | | | 1.2 | |
| イギリス | 所得補助給付 | 失業者以外で、所得が一定水準未満の者、貯蓄が8000ポンドを超える場合、週16時間以上働く場合は支給されない | 居住民、特に定められたEU市民や難民 | 年齢、所得、その他の事情による、単身者週92.15ポンドであるが他の所得があると減額 | | 4.2 | 無拠出の資力調査付きの社会扶助 |

(資料) Holzmann 2004 Annex

【参考文献】

- ・ Department of Work and Pensions (2006) *Security in retirement: towards a new pensions system*, The Stationary Office
- ・ Hills, John (1995) 'The Welfare State and Redistribution Between Generations,' in Falkingham, Jane and John Hills (eds.) (1995) *The Dynamic of Welfare, The Welfare State and the Life Cycle*, Prentice Hall
- ・ Holzmann, Robert (2004) *Toward a Reformed and Coordinated Pension System in Europe: rationale and potential structure*, Watson Wyatt (Watson Wyatt Lectures)
- ・ OECD (2001) *Ageing and Income: Financial resources and retirement in 9 OECD countries*, OECD
- ・ OECD (2005a) *OECD Health Data 2005*, OECD
- ・ OECD (2005b) *Economic Policy Reforms: Going for Growth 2005*, OECD
- ・ Vielle, Pascale and Pierre Walthery (2003) *Flexibility and Social Protection*, European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions
- ・ アンダーソン、カレン・M. (2004) 「スウェーデンの年金改革」、新川敏光／ジュリアーノ・ボノーリ編著 (2004) 『年金改革の比較政治学－経路依存性と避難回避－』 ミネルヴァ書房 p.25-55
- ・ 一圓光彌 (1997) 「書評：Falkingham, Jane and John Hills (eds.). *The Dynamic of Welfare, The Welfare State and the Life Cycle*, Prentice Hall, 1995」 『季刊社会保障研究』 第33巻 第1号 p.103-106
- ・ 厚生労働省年金局 (2004) 『平成16年年金制度改革のポイント－持続可能で安心の年金制度とするために－』 (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kaisei-h16.html>)
- ・ 駒村康平 (2005) 「総論と提言」 社会経済生産性本部年金研究会編 (2005) 『安心・信頼のできる年金制度改革をめざして』 社会経済生産性本部 p.3-16
- ・ 社会経済生産性本部年金研究会編 (2005) 『安心・信頼のできる年金制度改革をめざして』 社会経済生産性本部
- ・ 新川敏光／ジュリアーノ・ボノーリ編著 (2004) 『年金改革の比較政治学－経路依存性と避難回避－』 ミネルヴァ書房
- ・ 平石長久 (2006) 「諸外国の保険と年金：年金制度：スウェーデン」 厚生統計協会編 (2006) 『保険と年金の動向』 厚生統計協会 p.267-271
- ・ フィラーレ、マウリツィオとマティオ・ジェッソーラ (2004)、新川敏光／ジュリアーノ・ボノーリ編著 (2004) 『年金改革の比較政治学－経路依存性と避難回避－』 ミネルヴァ書房 p.57-85

Ⅱ 少子高齢化と公的年金改革のあり方

- ・丸山 桂（2005）「就業形態の多様化に対応した年金制度のあり方」社会経済生産性本部年金研究会編（2005）『安心・信頼のできる年金制度改革をめざして』社会経済生産性本部 p.40-62

